



# 熊本県公報

第13550号  
令和8年(2026年)  
7月7日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止	(障がい者支援課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " ) 2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止	(障がい者支援課) 2
○令和8年度(2026年度)予算の要領	(財政課) 2
<b>公 告</b>	
○県有林立木の公売	(森林整備課) 12
○道路の位置の指定	(建築課) 14
○公共測量の終了	(監理課) 14
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県有明海区におけるはまぐりの採捕制限	(有明海区漁業調整委員会) 14
○令和8年度(2026年度)第1回文化財保護審議会の開催	(文化財保護審議会) 15

## 告 示

### 熊本県告示第524号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和8年(2026年)7月7日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町川嶽字明神谷3488番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字明神谷3488番(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第525号

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。  
令和8年(2026年)7月7日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
多機能型事業所 かぎぐるま 阿蘇郡西原村布 田948-3	一般社団法人燦々会 上益城郡益城町大字 広崎932番地2 富田 大貴	令和8年(2026年)7 月31日	435130 0092	指定児童発達支援 指定放課後 等デイサー ビス

**熊本県告示第526号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和8年（2026年）7月7日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社さわやか倶楽部	さわやか陽かりの郷	菊池郡菊陽町沖野二丁目18番1号	令和8年（2026年）7月1日	特定施設入居者生活介護

**熊本県告示第527号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和8年（2026年）7月7日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社さわやか倶楽部	さわやか陽かりの郷	菊池郡菊陽町沖野二丁目18番1号	令和8年（2026年）7月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

**熊本県告示第528号**

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和8年（2026年）7月7日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
StepUpぴあ 上益城郡益城町 広崎928-3	株式会社ピアサポート 上益城郡益城町福富719番地 富田 大貴	令和8年（2026年）5月31日	435140 0207	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第529号**

令和8年度（2026年度）熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和8年6月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和8年（2026年）7月7日

熊本県知事 木 村 敬

令和8年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

令和8年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,255,029千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ953,590,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		<b>4,897,876</b>	<b>305,235</b>	<b>5,203,111</b>
	1 負担金	4,404,290	305,235	4,709,525
2 国庫支出金		<b>136,069,942</b>	<b>12,932,852</b>	<b>149,002,794</b>
	1 国庫補助金	83,856,379	12,928,798	96,785,177
	2 国庫委託金	1,702,302	4,054	1,706,356
3 財産収入		<b>2,940,957</b>	<b>41,003</b>	<b>2,981,960</b>
	1 財産運用 収入	1,410,993	41,003	1,451,996
4 繰入金		<b>62,436,003</b>	<b>1,036,623</b>	<b>63,472,626</b>
	1 基金繰入金	62,209,687	1,036,623	63,246,310
5 繰越金		<b>1</b>	<b>913,238</b>	<b>913,239</b>
	1 繰越金	1	913,238	913,239
6 諸収入		<b>59,965,765</b>	<b>420,078</b>	<b>60,385,843</b>
	1 貸付金 元利収入	48,770,013	402,862	49,172,875
	2 受託事業 収入	1,450,679	713	1,451,392

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 雑 入	6,888,276	16,503	6,904,779
7 県 債		<b>88,915,000</b>	<b>2,606,000</b>	<b>91,521,000</b>
	1 県 債	88,915,000	2,606,000	91,521,000
歳 入 合 計		<b>935,335,562</b>	<b>18,255,029</b>	<b>953,590,591</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		<b>65,268,383</b>	<b>267,014</b>	<b>65,535,397</b>
	1 総務管理費	35,079,378	4,660	35,084,038
	2 企 画 費	13,119,919	262,354	13,382,273
2 民 生 費		<b>109,595,035</b>	<b>596,088</b>	<b>110,191,123</b>
	1 社会福祉費	58,989,214	593,588	59,582,802
	2 災害救助費	1,205,205	2,500	1,207,705
3 衛 生 費		<b>61,082,112</b>	<b>695,101</b>	<b>61,777,213</b>
	1 公衆衛生費	46,585,690	695,101	47,280,791
4 農 水 産 業 林 費		<b>63,533,122</b>	<b>811,863</b>	<b>64,344,985</b>
	1 農 業 費	15,945,939	346,318	16,292,257
	2 畜 産 業 費	3,332,533	1,002	3,333,535
	3 農 地 費	23,644,899	456,035	24,100,934
	4 林 業 費	15,073,067	8,508	15,081,575
5 商 工 費		<b>64,475,449</b>	<b>2,757,893</b>	<b>67,233,342</b>

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 商業費	51,102,263	2,727,893	53,830,156
	2 工鉱業費	11,361,877	30,000	11,391,877
6 土木費		<b>89,579,804</b>	<b>5,882,682</b>	<b>95,462,486</b>
	1 道路橋りょう費	42,723,130	3,901,090	46,624,220
	2 河川海岸費	27,720,975	69,450	27,790,425
	3 港湾費	7,283,481	1,053,520	8,337,001
	4 都市計画費	6,564,254	858,622	7,422,876
7 警察費		<b>46,297,420</b>	<b>13,467</b>	<b>46,310,887</b>
	1 警察管理費	40,777,737	13,467	40,791,204
8 教育費		<b>166,036,141</b>	<b>7,230,346</b>	<b>173,266,487</b>
	1 教育総務費	42,487,460	61,310	42,548,770
	2 高等学校費	36,115,481	7,169,036	43,284,517
9 公債費		<b>114,797,531</b>	<b>575</b>	<b>114,798,106</b>
	1 公債費	114,797,531	575	114,798,106
歳出合計		<b>935,335,562</b>	<b>18,255,029</b>	<b>953,590,591</b>

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
済々鬘高校整備事業 熊 本 市	令和9年度	千円 267,781

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和9年度 ～令和15年度	千円 3,559,029	(補正前に同じ)	令和9年度 ～令和15年度	千円 3,560,989
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度	821,800 684,206 683,612 675,797 557,637 130,923 5,054		年次別内訳 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度	822,261 684,667 684,073 676,258 557,753 130,923 5,054

第3表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
障がい者福祉施設 整備事業費	千円 30,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 110,000			
土地改良国庫 補助事業費	2,656,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	2,769,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	6,045,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	7,636,000			
道路維持国庫 補助事業費	2,676,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還 等	2,808,000	(補 正 前 に 同 じ)		
砂 防 国 庫 補 助 事 業 費	1,927,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	ただし、県	1,947,000			
港湾建設国庫 補助事業費	1,047,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	1,454,000			
街 路 国 庫 補 助 事 業 費	585,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	848,000			
		(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	おいては、 当該見直 し後の利 率)	は借換えをす ることができ る。				
計	14,966,000				17,572,000			

令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）

令和8年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）

は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 619,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,042,529千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 債		<b>2,706,000</b>	<b>619,000</b>	<b>3,325,000</b>
	1 県 債	2,706,000	619,000	3,325,000
歳 入 合 計		<b>3,423,529</b>	<b>619,000</b>	<b>4,042,529</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		<b>3,352,522</b>	<b>619,000</b>	<b>3,971,522</b>
	1 工 鉱 業 費	3,352,522	619,000	3,971,522
歳 出 合 計		<b>3,423,529</b>	<b>619,000</b>	<b>4,042,529</b>

令和8年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

令和8年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,101,425千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 936,436,987千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		136,069,942	1,101,425	137,171,367
	1 国庫補助金	83,856,379	1,101,425	84,957,804
歳 入 合 計		935,335,562	1,101,425	936,436,987

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業林費		63,533,122	19,000	63,552,122
	1 農地費	23,644,899	19,000	23,663,899
2 商工費		64,475,449	1,082,425	65,557,874
	1 工鉱業費	11,361,877	1,082,425	12,444,302
歳 出 合 計		935,335,562	1,101,425	936,436,987

公 告

熊本県公告第390号

次のとおり県有林立木を公売する。  
令和8年(2026年)7月7日

熊本県知事 木 村 敬

1 物件の所在及び数量

次の各号毎に物件を公売する。

- (1) 主伐 菊池郡大津町御大礼記模範林古城団地(55、66、68年生)
  - すぎ 1, 718本 1, 361. 10立方メートル
  - ひのき 7, 056本 3, 982. 76立方メートル
  - ざつ 799本 168. 43立方メートル
  - 計 9, 573本 5, 512. 29立方メートル
- (2) 主伐 阿蘇市公有林野県行造林井川谷団地(72年生)
  - すぎ 4, 551本 2, 788. 75立方メートル
  - ひのき 621本 447. 14立方メートル
  - ざつ 489本 79. 22立方メートル
  - 計 5, 661本 3, 315. 11立方メートル
- (3) 主伐 阿蘇郡西原村講和記念造林俵山団地(71年生)
  - すぎ 5, 349本 2, 551. 08立方メートル
  - ひのき 3, 550本 2, 149. 46立方メートル
  - ざつ 902本 114. 41立方メートル
  - 計 9, 801本 4, 814. 95立方メートル
- (4) 主伐 上益城郡山都町水源かん養林栗林団地(63、67、68、89年生)
  - すぎ 9, 874本 6, 447. 59立方メートル
  - ひのき 2, 156本 2, 264. 70立方メートル
  - まつつ 293本 132. 51立方メートル
  - ざつ 2, 065本 376. 85立方メートル
  - 計 14, 388本 9, 221. 65立方メートル
- (5) 主伐 八代市水源かん養林仁田尾団地(59、74、80年生)
  - すぎ 6, 079本 3, 185. 01立方メートル
  - ひのき 585本 318. 80立方メートル
  - ざつ 410本 52. 65立方メートル
  - 計 7, 074本 3, 556. 46立方メートル
- (6) 主伐 球磨郡球磨村公有林野県行造林炭床団地(53、64、67年生)
  - すぎ 279本 346. 18立方メートル
  - ひのき 7, 072本 3, 063. 19立方メートル
  - ざつ 183本 18. 01立方メートル
  - 計 7, 534本 3, 427. 38立方メートル
- (7) 主伐 球磨郡相良村公有林野県行造林黒川原団地(56、60、66年生)
  - すぎ 1, 104本 1, 129. 31立方メートル
  - ひのき 7, 877本 3, 927. 67立方メートル
  - ざつ 337本 58. 59立方メートル
  - 計 9, 318本 5, 185. 57立方メートル
- (8) 主伐 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地(60~85年生)
  - すぎ 4, 237本 5, 864. 94立方メートル
  - ひのき 1, 632本 1, 223. 99立方メートル
  - まつつ 47本 67. 47立方メートル
  - ざつ 436本 67. 02立方メートル
  - 計 6, 352本 7, 223. 42立方メートル
- (9) 主伐 球磨郡水上村公有林野県行造林上古川団地(52年生)
  - すぎ 545本 279. 21立方メートル
  - ひのき 5, 156本 1, 792. 17立方メートル
  - まつつ 67本 62. 70立方メートル
  - ざつ 51本 5. 13立方メートル
  - 計 5, 819本 2, 139. 21立方メートル
- (10) 主伐 天草市公有林野県行造林大江団地(53年生)
  - すぎ 633本 706. 97立方メートル
  - ひのき 5, 176本 2, 641. 41立方メートル
  - ざつ 187本 318. 48立方メートル
  - 計 7, 996本 3, 666. 86立方メートル

2 入札参加資格

木材業又は製材業を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去2年以内に木材取引の実績のある者
- (2) 過去2年以内に熊本県が行った県有林立木処分に係る入札に参加した者

- (3) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けている者
- (4) 一般社団法人熊本県木材協会連合会の木材業者又は製材業者会員登録を受けている者
- 3 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時  
令和8年（2026年）8月18日（火） 午前10時00分入札 即時開札
- (2) 場所  
熊本市中央区水前寺公園28-51 ホテル熊本テルサ1階 「テルサルーム」
- 4 入札保証金  
競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額の100分の5以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、熊本県に帰属する。
- 5 無効入札に関する事項  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び10の注意事項に違反した入札は、無効とする。
- 6 契約締結期限  
契約締結の期限は、令和8年（2026年）8月31日（月）とする。
- 7 契約保証金等
- (1) 契約金額（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）の100分の10以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。
- 8 物件の搬出期限
- (1) 菊池郡大津町御大礼記模範林古城団地  
令和11年（2029年）9月28日（金）
- (2) 阿蘇市公有林野県行造林井川谷団地  
令和11年（2029年）3月30日（金）
- (3) 阿蘇郡西原村講和記念造林俵山団地  
令和11年（2029年）3月30日（金）
- (4) 上益城郡山都町水源かん養林栗林団地  
令和11年（2029年）9月28日（金）
- (5) 八代市水源かん養林仁田尾団地  
令和11年（2029年）3月30日（金）
- (6) 球磨郡球磨村公有林野県行造林炭床団地  
令和11年（2029年）3月30日（金）
- (7) 球磨郡相良村公有林野県行造林黒川原団地  
令和11年（2029年）9月28日（金）
- (8) 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地  
令和11年（2029年）9月28日（金）
- (9) 球磨郡水上村公有林野県行造林上古川団地  
令和10年（2028年）9月29日（金）
- (10) 天草市公有林野県行造林大江団地  
令和11年（2029年）3月30日（金）
- 9 現場説明の日時及び集合場所
- (1) 阿蘇市公有林野県行造林井川谷団地及び阿蘇郡西原村講和記念造林俵山団地  
令和8年（2026年）7月13日（月）午前9時15分 高森町「高森町役場 駐車場」
- (2) 菊池郡大津町御大礼記模範林古城団地  
令和8年（2026年）7月13日（月）午後0時30分 大津町「道の駅大津 駐車場」
- (3) 八代市水源かん養林仁田尾団地  
令和8年（2026年）7月15日（水）午前9時30分 八代市「二本杉広場 駐車場」
- (4) 上益城郡山都町水源かん養林栗林団地  
令和8年（2026年）7月15日（水）午前11時30分 山都町「道の駅通潤橋 駐車場」
- (5) 球磨郡球磨村公有林野県行造林炭床団地及び球磨郡相良村公有林野県行造林黒川原団地  
令和8年（2026年）7月22日（水）午前9時30分 人吉市「熊本県県南広域本部球磨地域振興局 駐車場」
- (6) 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地及び球磨郡水上村公有林野県行造林上古川団地  
令和8年（2026年）7月22日（水）午後1時10分 水上村「カントリーパークほいほい広場 駐車場」
- (7) 天草市公有林野県行造林大江団地  
令和8年（2026年）7月23日（木）午前10時30分 天草市「亀川ダム 駐車場」

10 注意事項

- (1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第1号）及び熊本県県有林立木等売却代金の延納に関する規則（昭和32年熊本県規則第51号）を承知の上、入札すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 郵便による入札は、認めない。
- (4) 入札当日、応札者で2(1)に該当するものは、木材取引に係る契約書の写し（市場の出荷証明書等を含む。）を持参すること。

11 その他

- (1) 入札物件の利用に関すること  
熊本県建築物等木材利用促進基本方針等を踏まえ、木材の地産地消の観点から、買い受けた物件（立木）の全部又は一部を熊本県内の市場等に出荷するよう努めること。
- (2) 問合せ先  
熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班  
電話 096-333-2439

熊本県公告第391号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
令和8年（2026年）7月7日

熊本県知事 木村 敬

- 1 築造者の住所 熊本市東区保田窪本町4番32号
- 2 築造者の氏名 有限会社クリエイト
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字森字大久保703番25、同711番4の一部及び同712番1並びに水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートルから7.30メートルまで  
（有効幅員 4.00メートルから6.00メートルまで）
- 5 道路の延長 92.75メートル
- 6 指定年月日 令和8年（2026年）6月23日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第40号

熊本県公告第392号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県県南広域本部球磨地域振興局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和8年（2026年）7月7日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（路線測量）	令和7年（2025年） 8月19日から 令和8年（2026年） 1月30日まで	球磨郡湯前町中猪他地内

登載依頼

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第50号

ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一共同漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。  
令和8年（2026年）7月7日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝

- 1 指示の内容  
熊本県有明海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）において、殻幅17ミリメートル未満のハマグリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間

令和8年(2026年)9月1日から令和10年(2028年)8月31日まで

**熊本県文化財保護審議会公告第1号**

熊本県文化財保護審議会の会議を次のとおり開催する。  
令和8年(2026年)7月7日

熊本県文化財保護審議会

- 1 開催日時  
令和8年(2026年)7月16日(木)午後1時30分から
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟 本館5階 審議会室
- 3 議題
  - (1) 報告事項
    - ア 前回審議会における指摘事項について
    - イ 平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨被災文化財に関する取組について
    - ウ 熊本県文化財保存活用大綱に関する取組について
    - エ 平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金について
  - (2) 協議事項  
文化財の県指定候補について
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 傍聴における留意事項  
3(1)報告事項のみを公開する。
- 7 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育総務局文化課文化財活用班  
(電話096-333-2707)